

第95期

定時株主総会招集ご通知



2018年6月28日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)



東京都港区虎ノ門一丁目23番3号 虎ノ門ヒルズ森タワー5階 虎ノ門ヒルズフォーラム

■ 第95期定時株主総会招集ご通知 ……………

目 次

_	×10 / / / / C	717-105-1057 - 2270	-
	株主総会参	考書類	
	第1号議案	剰余金の処分の件	4
	第2号議案	取締役11名選任の件	5
	第3号議案	監査役1名選任の件 12	2
	第4号議案	補欠監査役1名選任の件1	3
	第5号議案	取締役(社外取締役を除く。)に対する 譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件… 1!	5
(添	系付書類)		
	事業報告		
		ブループ (企業集団) の	
		「る事項1]	•
		に関する事項	7
		・予約権等に関する事項 28	8
		関する事項	9
	5.会計監査人	、の状況	2
	6.会社の体制	および方針	3
		類39	
		43	
i	監査報告書	4	7

森邪乳業株式会社

証券コード: 2264

コーポレートスローガン

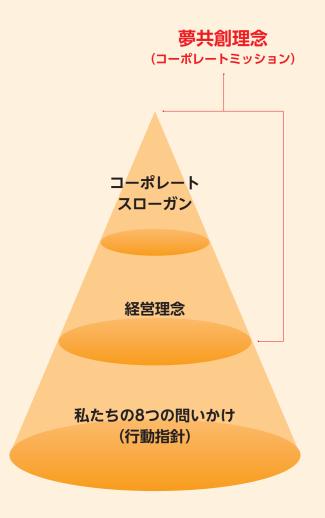
かがやく"笑顔"のために

経営理念

乳で培った技術を活かし 私たちならではの商品をお届けすることで 健康で幸せな生活に貢献し豊かな社会をつくる

私たちの8つの問いかけ(行動指針)

- 1 お客さまに寄り添い 感動を共有できていますか
- 2 感謝の気持ちを持っていますか 伝えていますか
- 3 全ての品質に自信が持てますか
- 4 本物の安全・安心を追い続けていますか
- **5** 常に挑戦し続けていますか
- **6** 「チーム森永」の輪 築いていますか
- 7 今 自分も仲間も活き活きしていますか
- 8 夢を語り合い 未来へ一歩踏み出していますか



東京都港区芝五丁目33番1号

森邪乳業株式会社

代表取締役社長 宮原道夫

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面(議決権行使書)または電磁的方法(インターネット等)により議 決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれ かの方法によって議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面(議決権行使書)による議決権行使の方法】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2018年6月27日午後5時30分までに 到着するようご返送ください。

【電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の方法】

「インターネット等による議決権行使のご案内」(3頁)をご参照いただき、2018年6月27日午後5時30分までに賛否をご入力ください。

敬具

記

1. 日 時

2018年6月28日 (木曜日) 午前10時 (受付開始 午前 9 時)

2. 場 所

東京都港区虎ノ門一丁目23番3号

虎ノ門ヒルズ森タワー5階 虎ノ門ヒルズフォーラム

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第95期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第95期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以上

- ●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ●次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、当社ウェブサイト(http://www.morinagamilk.co.jp/ir/stock/info.html)に掲載しております。
 - ① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

●株主総会参考書類ならびに添付書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

招集ご通知

۲.4

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合



2018年6月28日 (木) 午前10時 開催日時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。(受付 開始 午前9時)

また、議事資料として本冊子をご持参ください。

株主総会にご出席いただけない場合

郵 送



2018年6月27日(水)午後5時30分 行使期限

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限ま でに到着するようご返送ください。

■ インターネット



行使期限

2018年6月27日(水)午後5時30分

当社指定の議決権行使サイト

https://evote.tr.mufg.jp/

にて行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご覧ください。

1. 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが 可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

2. 議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を 有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただ きます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内 容を有効とさせていただきます。

▶ インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますよう お願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面(議決権行使書)のご郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続はいずれも不要です。

記

■ 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)から、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。)
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、 i モード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ₫ ご不明な点等がございましたら下記に記載のヘルプデスクへお問い合わせください。
 - (注)「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

2 インターネットによる議決権の行使方法について

- 議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主さま以外の第三者による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

システム等に関する お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

4 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の収益、今後の経営環境および安定的な利益還元等を勘案いたしました 結果、株主のみなさまの日頃のご支援にお報いするとともに、経営体質強化にも配慮し、前期末より1株につき5円増配し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
 - (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
 - (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式 1 株につき50円とさせていただきたいと存じます。 この場合の総額は2,473,617,100円となります。
 - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2018年6月29日といたしたいと存じます。
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目およびその額

配当引当積立金 2,300,000,000円 別途積立金 8,500,000,000円

繰越利益剰余金 10,800,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員(11名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号			E	氏名		現在の当社における地位・担当	取締役会 出席状況	所有する 当社株式の数
1	再任	京	原	» 道	夫	代表取締役社長	100% (13回中13回)	14,800株
2	再任	野		^{じゅん}	いち <u></u>	代表取締役副社長 (社長補佐)	100% (13回中13回)	12,000株
3	再任	青	やま	かず 和	夫	専務取締役 (品質・酪農・物流担当)	100% (13回中13回)	5,800株
4	再任	大	かわ 		_{ちろう} 一 訳	専務取締役 (研究・開発担当) 専務執行役員研究本部長兼研究本部応用技術センター所長	100% (13回中13回)	5,300株
5	再任	みなと 港			əstə 毅	常務取締役 (渉外・総務担当) 常務執行役員渉外本部長	100% (13回中13回)	2,200株
6	再任	大	貫	s う 陽	いち	常務取締役 (企画・広報・財務・情報担当)	100% (13回中13回)	1,900株
7	再任	< t 草	野	茂	実	取締役 (生産担当) 常務執行役員生産本部長	92% (13回中12回)	2,800株
8	再任	ž ii 流	膝	^{みつ} 光	政	取締役 (人財・管理担当)	100% (13回中13回)	5,200株
9	再任	大	原	HA 賢	いち	取締役 (営業・マーケティング担当) 常務執行役員営業本部長	100% (13回中13回)	2,700株
10	再任 社外	æ <	^{みや} 宮	京	子	取締役	100% (13回中13回)	700株
11	再任 社外	かわ 	љ <i>ф</i>	E	治	取締役	100% (13回中13回)	800株

⁽注) 現在の当社における地位・担当は、株主総会参考書類作成時である2018年5月25日時点の情報を記載しております。

所有する当社の株式の数 14.800株 取締役会出席状況 100% (13/13回)

原 道夫

(牛年月日 1951年1月4日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4 月 当社入社 2007年 6 月 当社専務取締役 専務執行役員生産本部長 2001年 4 月 当社盛岡工場長 2009年6月 当社取締役副社長 2003年6月 当社執行役員生産技術部エンジニア 2010年2月 当社取締役副社長 副社長執行役員 リング担当部長 第二営業本部長 2005年6月 当社常務執行役員生産技術部長 2011年6月 当社代表取締役副社長 2006年2月 当社常務執行役員生産本部長 2012年6月 当 十代表取締役 計長 (現職) 2007年 6 月 当計專務執行役員生產本部長 現在に至る

重要な兼職の状況 一般社団法人日本乳業協会 会長

候補者の選仟理由

当社において生産および販売部門を歴任したほか、関係団体の役員を務めてきており、乳業界 に関する専門的な知見を有しております。また、2007年以降、取締役を経験し、2012年から は代表取締役社長として当社グループの経営にあたっております。こうした知見や経験を活か し、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締 役候補者として再任をお願いするものであります。

じゅん

(牛年月日 1950年6月30日牛)

再任



所有する当社の株式の数 12.000株 取締役会出席状況

100% (13/13回)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4 月 当社入社 2003年6月 当社執行役員リテール事業部長 2006年 2 月 当社執行役員チルド(リテール)事業部長 2007年 6 月 当社常務取締役 常務執行役員営業本部長 当社専務取締役 専務執行役員営業本部長 2009年6月 2010年 2月 当社専務取締役 専務執行役員第一 営業本部長

2014年 6 月 当社取締役副社長 副社長執行役員 第一営業本部長

2015年 6 月 当社代表取締役副社長 副社長執行

役員第一営業本部長 2016年 6 月 当社代表取締役副社長 副社長執行

役員営業本部長

2017年6月 当社代表取締役副社長(現職) 現在に至る

当社における担当 社長補佐

重要な兼職の状況 一般社団法人日本アイスクリーム協会 会長 アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会 会長

候補者の選任理由

当社において販売部門を歴任したほか、関係団体の役員を務めてきており、乳業界に関する専 門的な知見を有しております。また、2007年以降、取締役を経験し、2015年からは代表取締 役副社長として当社グループの経営にあたっております。こうした知見や経験を活かし、当社 グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者 として再任をお願いするものであります。

3 青 山 和 夫 _{(生}

(生年月日 1952年5月7日生)

再任



5,800株 取締役会出席状況 100%(13/13回)

所有する当社の株式の数

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4 月当社入社2014年 6 月当社常務取締役 常務執行役員生産2005年12月当社東京工場長本部長

 2008年4月
 当社品質保証部長
 2016年6月
 当社専務取締役 専務執行役員生産

 2011年6月
 当社専務取締役 専務執行役員生産

 本部長

 2011年6月
 当社執行役員東京多摩工場長

 2013年6月
 当社取締役 常務執行役員生産本部長

 2017年6月
 当社専務取締役(現職)

現在に至る当社における担当 品質・酪農・物流担当

候補者の選任理由

当社において生産部門を歴任したほか、関係団体の役員を務めてきており、乳業界に関する専門的な知見を有しております。また、2011年以降、執行役員として重要な職務を経験し、2013年からは取締役として経営に携わっております。こうした知見や経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として再任をお願いするものであります。

2017年6月

2018年2月

本部長

所長 (現職)

現在に至る

大 川 禎一郎

(生年月日 1956年6月21日生)

再任

当社専務取締役 専務執行役員研究

当社専務取締役 専務執行役員研究本部長兼研究本部応用技術センター



<mark>所有する当社の株式の数</mark> 5,300株

取締役会出席状況 100% (13/13回) ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4 月 当社入社

2012年 6 月 当社食品総合研究所長

2013年6月 当社執行役員食品総合研究所長 2015年6月 当社常務取締役 常務執行役員食品

総合研究所長

2015年11月 当社常務取締役

2016年 6 月 当社常務取締役 常務執行役員研究

本部長

当社における担当 研究・開発担当

候補者の選任理由

当社において研究部門を歴任したほか、国内外の関係団体の役員を務めてきており、乳業界に関する専門的な知見を有しております。また、2013年以降、執行役員として重要な職務を経験し、2015年からは取締役として経営に携わっております。こうした知見や経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として再任をお願いするものであります。

つよし

(牛年月日 1964年6月23日牛)

再任



所有する当社の株式の数 2.200株 取締役会出席状況 100% (13/13回)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2015年6月 当社取締役 常務執行役員涉外副本

部長兼渉外部長

1988年 4 月 当社入社 2015年11月 当社取締役 常務執行役員渉外副本

2007年11月 当社渉外部長 当社常務取締役 常務執行役員渉外 2016年 6 月 2010年6月 当計執行役員渉外部長

> 本部長(現職) 現在に至る

当社における担当 渉外・総務担当

重要な兼職の状況 公益財団法人ひかり協会 評議員

候補者の選任理由

当社において管理部門を歴任したほか、関係団体の役員を務めてきており、乳業界に関する専 門的な知見を有しております。また、2010年以降、執行役員として重要な職務を経験し、 2015年からは取締役として経営に携わっております。こうした知見や経験を活かし、当社グ ループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者と して再仟をお願いするものであります。

よう

いち

(牛年月日 1959年12月4日牛)

再任



所有する当社の株式の数 1.900株 取締役会出席状況 100% (13/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月 当社入社 2015年 6 月 当社取締役 常務執行役員経営企画 部長

2008年 5 月 当社営業本部営業本部室長

当計取締役 2010年 2月 当社営業本部室長 2016年 4 月

2017年 6 月 当社常務取締役 (現職) 当社執行役員経営企画部長兼 2011年6月 現在に至る

広報部長

2014年11月 当社執行役員経営企画部長

当社における担当 企画・広報・財務・情報担当

候補者の選任理由

当社において販売および管理部門を歴任しており、乳業界に関する専門的な知見を有しており ます。また、2011年以降、執行役員として重要な職務を経験し、2015年からは取締役として 経営に携わっております。こうした知見や経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業 価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として再任をお願いするもので あります。

(牛年月日 1957年5月26日生)





所有する当社の株式の数 2.800株 取締役会出席状況 92% (12/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2013年11月 当計執行役員生産本部生産部長

1980年 4 月 当計入計 2016年 6 月 当社取締役 常務執行役員生産本部

副本部長兼牛産部長 2008年 4 月 当社東京工場長

当社取締役 常務執行役員生産本部 2017年6月 2011年6月 当社品質保証部長 長 (現職) 当社執行役員生産本部生産技術部長 2013年6月

現在に至る

当社執行役員人財部長

当社取締役 (現職)

現在に至る

当社における担当 生産担当

候補者の選仟理由

当社において生産部門を歴任したほか、関係団体の役員を務めてきており、乳業界に関する専 門的な知見を有しております。また、2013年以降、執行役員として執行部門における重要な職 務を経験し、2016年からは取締役として経営に携わっております。こうした知見や経験を活か し、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締 役候補者として再任をお願いするものであります。



奫

政

(生年月日 1958年 1月 1日生)

再任



所有する当社の株式の数 5.200株 取締役会出席状況

100% (13/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4 月 当計入計 当社総務部長 2008年6月

2009年5月 当社生産本部調達部長

2011年 6 月 当社執行役員生産本部調達部長

当社における担当 人財・管理担当

候補者の選仟理由

当社において生産および管理部門を歴任したほか、関係団体の役員を務めてきており、乳業界 に関する専門的な知見を有しております。また、2011年以降、執行役員として執行部門におけ る重要な職務を経験し、2016年からは取締役として経営に携わっております。こうした知見や 経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されること から、取締役候補者として再任をお願いするものであります。

2012年6月

2016年 6 月

はら 原

けん

いち

(牛年月日 1958年 1月6日生)

再任



2.700株 取締役会出席状況 100% (13/13回)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年1月 米国ケリークラークカンパニー入社 (~同年10月)

1982年12月 はごろも缶詰株式会社(現 はごろ もフーズ株式会社)入社 (~1986

年4月)

1986年 4 月 株式会社フューチャーマーケティング 入社 (~1987年10月)

1987年12月 当計入計 2007年6月 株式会社シェフォーレ出向

(代表取締役社長) 2010年6月 当社執行役員東京支社副支社長

2012年6月 当社執行役員第一営業本部副本部長 2016年6月 当社取締役 常務執行役員第一営業

本部長

2017年6月 当社取締役 常務執行役員営業本部

長 (現職) 現在に至る

当社における担当 営業・マーケティング担当

候補者の選任理由

当社において販売部門を歴任しており、乳業界に関する専門的な知見を有しております。また、 2010年以降、執行役員として執行部門における重要な職務を経験し、2016年からは取締役として 経営に携わっております。こうした知見や経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値 向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として再任をお願いするものであります。

宮

(生年月日 1956年6月2日生)

再任

社外 独立



所有する当社の株式の数 700株 取締役会出席状況

100% (13/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 岩田合同法律事務所入所 (~2000年8月)

田辺総合法律事務所入所 (現職) 2000年9月 2001年9月 法務省法制審議会民事訴訟・民事執

行法部会幹事(~2004年2月) 2003年8月 川崎市監査委員(~2015年7月)

2006年2月 防衛省防衛調達審議会委員 (~2014年3月)

2014年6月 日本電気株式会社 社外監査役(現職)

株式会社デイ・シイ 社外取締役 2014年6月 (~2016年6月)

2014年6月 当社社外取締役 (現職)

2015年 4 月 厚生労働省労働政策審議会雇用均等 分科会公益臨時委員(~2017年5月)

2017年6月 同分科会 会長 (~同年7月)

2017年7月 厚生労働省労働政策審議会雇用環境・ 均等分科会 会長 (現職)

現在に至る

重要な兼職の状況 弁護士 (田辺総合法律事務所) 日本電気株式会社 社外監査役

候補者の選仟理由

直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高度な専門知識を有しており、 2014年6月より当社の社外取締役として、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点から 独立性をもって経営に参画いただいております。引き続きこのような視点から経営に対する助 言・提言を行っていただくため、社外取締役候補者として再任をお願いするものであります。

■ 取締役在任期間

2014年6月より本総会終結の時をもって4年であります。

正

(牛年月日 1949年10月4日牛)

再任 社外 独立



所有する当社の株式の数 800株 取締役会出席状況 100% (13/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

事業部長

1974年 4 月 トヨタ白動車工業株式会社 2005年1月 愛三丁業株式会社出向 (現トヨタ自動車株式会社)入社 2005年6月 同社転籍 取締役

1994年 1 月 同社経理本部経理部原価管理室長 2007年6月 同社常務取締役 1998年 1 月 国瑞汽車股份有限公司出向 協理 同社代表取締役専務 2008年6月

2000年1月 同社副総経理 2013年6月 同社非常勤顧問(~2014年6月) 2001年1月 トヨタ自動車株式会社経理本部関連 2015年6月 当社社外取締役(現職)

現在に至る

候補者の選任理由

トヨタ自動車株式会社で経理本部関連事業部長、愛三丁業株式会社で経営者を務められたほか、 国瑞汽車股份有限公司で海外事業に携わるなど豊富な経験を有しており、2015年6月より当社 の社外取締役として独立性をもって経営に参画いただいております。引き続き、幅広い見識に 基づく助言や提言を行っていただくため、社外取締役候補者として再任をお願いするものであ ります。

■ 取締役在任期間

2015年6月より本総会終結の時をもって3年であります。

- (注1) 各候補者の略歴、地位、担当および重要な兼職の状況は、株主総会参考書類作成時である2018年5月25日時点の情報を記載し ております。
- (注2) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注3) 奥宮京子および川上正治の両氏は、社外取締役候補者であります。
- (注4) 当社は、奥宮京子および川上正治の両氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認され、就任し た場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- (注5) 奥宮京子氏が社外監査役を務める日本電気株式会社は、2016年7月12日に東京電力ホールディングス株式会社(旧東京電力株 式会社)との電力保安通信用機器の取引に関して、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為がある旨の認定を受けました。 また、同社は、2017年2月15日に中部電力株式会社とのハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の取引に関して、公正取 引奏員会より独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。行為の一部は、同 氏の監査役就任後のものでしたが、同氏は、本件事実を認識した後、監査役として、法務および内部監査部門に対して、発生原 因等の調査を申し入れ、調査結果を確認するとともに、取締役会に対して、再発防止策およびコンプライアンスの更なる徹底を はかるよう提言を行い、その施策等の実施を確認しております。
- (注6) 当社は、奥宮京子および川上正治の両氏との間で責任限定契約を締結しており、本総会において両氏の再任が承認され、就任し た場合には、本契約を継続する予定であります。契約の概要は次のとおりであります。
 - ① 計外取締役が当社に対して会社法第423条第1項の指害賠償責任を負う場合には、法令に定める最低責任限度額を限度として、 その責任を負う。
 - ②上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失が ないときに限るものとする。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役飯島信夫氏は、本総会の終結の時をもって退任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

[™] 35











所有する当社の株式の数 6,400株

■略歴、地位および重要な兼職の状況

1978年 4 月	当社入社	2009年 5 月	当社執行役員営業本部副本部長
2005年 6 月	当社執行役員市乳・DY事業部長	2010年 2 月	当社執行役員第一営業本部副本部長
2006年 2 月	当社執行役員東北支店長	2012年 6 月	株式会社デイリーフーズ出向
2007年 6 月	当社執行役員営業本部副本部長		(代表取締役副社長)
2008年 5 月	当社執行役員営業本部副本部長兼	2014年 6 月	同社代表取締役社長(現職)
	広告部長		現在に至る

候補者の選任理由

当社において販売部門を歴任しており、乳業界に関する専門的な知見を有しております。また、2005年以降、執行役員として執行部門における重要な職務を経験しているほか、関係会社の経営にも携わっております。こうした知見や人脈に基づく高度な情報収集力を活かした実効的な監査が期待されることから監査役候補者とするものであります。

- (注1) 候補者の略歴、地位および重要な兼職の状況は、株主総会参考書類作成時である2018年5月25日時点の情報を記載しております。
- (注2) 候補者 弘田圭希氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役である米田敬智氏および伊香賀正彦氏 の補欠の社外監査役として、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで取締役会の決議により取 り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

藤

原

ひろし

(牛年月日 1955年8月25日生)

独立



八株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1981年 4 月 弁護士登録(東京弁護士会)

橋元四郎平法律事務所

(現 橋元綜合法律事務所) 入所

(現職)

2015年 6 月

株式会社カネカ 社外監査役 (現職)

現在に至る

(~2012年3月)

2011年 4 月 東京弁護士会 副会長

2004年1月

最高裁判所司法研修所民事弁護教官

(~2007年1月)

重要な兼職の状況 弁護士(橋元綜合法律事務所) 株式会社カネカ 社外監査役

所有する当社の株式の数

候補者の選任理由

直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高度な専門知識を持つとともに 商事問題に関する豊富な経験を有しており、客観的立場から当社の経営を監査されることが期 待されるものであります。

- (注1)候補者の略歴、地位および重要な兼職の状況は、株主総会参考書類作成時である2018年5月25日時点の情報を記載しておりま す。
- (注2) 候補者 藤原浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注3) 同氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
- (注4) 同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。
- (注5) 同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で責任限定契約の締結を予定しております。その契約の概要は次の とおりであります。
 - ①社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、 その責任を負う。
 - ②上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失が ないときに限るものとする。

ご参考

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役ならびにそれらの候補者が、次の各項目の要件を満たす場合、当社から十分な独立性を有しているものと判断する。

- (1) 現在、当社グループ(注1)の業務執行取締役等(注2)でなく、かつ、過去に当社グループの業務執行取締役等でなかったこと。社外監査役にあっては、これらに加え、当社グループの非業務執行取締役でなかったこと。
- (2) 現事業年度および過去3事業年度において、次のいずれにも該当していないこと。
 - ①当社グループを主要な取引先とする者(注3)および当該取引先の業務執行取締役等。
 - ②当社グループの主要な取引先(注4)である者および当該取引先の業務執行取締役等。
 - ③当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭(注5)その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家である者。なお、当該財産を得た者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属している者。
 - ④当社の現在の主要株主(注6)である者および当該主要株主の業務執行取締役等。
 - ⑤当社グループから一定額(注7)を超える寄付または助成を受けている法人や組合等の団体の出身者。
- (3) 現在、次のいずれかに該当する者の配偶者または2親等内の親族でないこと。
 - ①当社グループの業務執行取締役等および非業務執行取締役。ただし、業務執行取締役等のうち使用人である者については、重要な使用人(注8)である者に限る。
 - ②上記(2)①ないし⑤のいずれかに該当する者のうち重要な者(注9)。
- (4) 現在、当社グループとの間で、取締役、監査役、執行役または執行役員を相互に派遣している会社の取締役、監査役、執行役、執行役員または使用人でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当していないこと。
 - ①当社の一般株主との間で利益相反が生じるおそれのある者。
 - ②通算の在任期間が8年を超える者。
- (注1) 当社グループとは、当社および当社の子会社をいう。
- (注2) 業務執行取締役等とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人をいう。
- (注3) 当社グループを主要な取引先とする者とは、当該取引先の年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者をいう。
- (注4) 当社グループの主要な取引先とは、次のいずれかに該当する者をいう。 ①当社に対して、年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者。
 - ②事業年度末における借入金の総額が当社グループの連結総資産の2%以上を占める金融機関。
- (注5) 多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円または当該法人の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額を超える金額をいう。
- (注6) 主要株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する株主をいう。
- (注7) 一定額とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える金額をいう。
- (注8) 重要な使用人とは、部長職以上の上級管理職に当たる使用人をいう。
- (注9) 重要な者とは、公認会計士、弁護士 (いわゆるアソシエイトを含む)、法人の理事や評議員等の役員、またはこれらと同等の重要性を持つと客観的、合理的に判断される者をいう。

弗5亏誐杀

取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の 割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2003年6月27日開催の当社第80期定時株主総会において、月額3,600万円以内(使用人給与分を除く。)としてご承認をいただいており、また、2006年6月29日開催の当社第83期定時株主総会において、上記取締役の報酬等の額とは別枠として、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額6,000万円以内としてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。)が、株価変動のメリットとリスクを株主のみなさまと 共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役(社外取締役を除 く。)に対し、上記株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に代えて、一定の譲渡制限期間および 当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を下記のとおり 割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、上記株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額12,000万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、金銭報酬債権の総額(年額12,000万円以内)は、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して算出しており、その総額は相応なものであると考えております。

また、第2号議案のご承認が得られた場合、本制度の対象となる取締役の員数は社外取締役2名を除く9名となります。

記

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役(社外取締役を除く。)は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所での当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数15,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間 (以下、「譲渡制限期間」という。)、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡 担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該取締役が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、任期満了等により退任する場合など、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期について調整した上で、本割当株式の譲渡制限を解除する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

1 森永乳業グループ(企業集団)の現況に関する事項

(1) 森永乳業グループの事業の経過および成果

当期のわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで緩やかに回復しているものの、海外経済の不確 実性や金融資本市場の変動の影響等、不透明感も残る状況となりました。

食品業界におきましては、健康志向の高まりによる機能性食品の伸長など、高付加価値品の一部に動きがみられる一方、消費者物価上昇のペースは鈍く、引き続き厳しい競争環境となりました。

酪農乳業界におきましては、チーズやアイスクリーム等の乳製品の消費は堅調に推移する一方で、国内生乳 生産量の減少という大きな課題があるなか、改正畜産経営安定法が可決され、本年4月より施行されることが 決定するなど酪農乳業を取り巻く環境は大きく変化しました。

このような環境のもとで、当社グループは2015年に発表した中期経営計画に掲げた経営課題への取組みを 実施し、経営基盤の強化を進めてまいりました。

お客さまのニーズに応える商品の提供とその価値訴求に努める一方で、低採算商品の見直し等によるプロダクトミックスの改善、ローコストオペレーションの推進など、より一層の合理化・効率化を推進してまいりました。

これらの結果、当期の連結売上高は前年比0.1%減の5.920億8千7百万円となりました。

連結の利益面では、営業利益は前年比2.8%増の216億8千4百万円、経常利益は前年比1.8%増の223億5千5百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年比19.5%増の157億8千1百万円となりました。

当社 (森永乳業) の概況

● 概況

当社の業績は、売上高は前年比0.8%減の4,405億5千4百万円となりました。利益面では、営業利益は前年比25.5%増の143億5千3百万円、経常利益は前年比25.9%増の186億7千8百万円、当期純利益は前年比48.7%増の135億8千3百万円となりました。また、公益財団法人ひかり協会に対する負担金として、当期は16億7千4百万円を支出いたしました。

② 売上の状況

市乳

売上高 **1,962**億**16**百万円 (前年比 1.7%減)

牛乳類は、主力ブランド「森永のおいしい牛乳」シリーズが堅調に推移しましたが、採算改善に向けた商品数削減などにより、前年の売上を下回りました。

乳飲料等は、「マウントレーニア カフェラッテ」シリーズはおおむね堅調に推移したものの、同シリーズの小容量タイプがマイナスになったことから、前年の売上を下回りました。

ヨーグルトは、「ビヒダスプレーンヨーグルト」 等が前年を上回りましたが、「濃密ギリシャヨー グルトパルテノ」が前年を下回ったことから、 全体でも前年の売上を下回りました。

これらにより、市乳の売上高は1,962億1千6百万円(前年比1.7%減)となりました。



乳製品

売上高 **970**億**53**百万円 (前年比 **1.4**%增)

粉乳は、調製粉乳の「森永 E 赤ちゃん」が前年を上回りましたが、「森永はぐくみ」や「森永チルミル」が前年を下回ったことから、全体でも前年の売上を下回りました。

バターは、家庭用、業務用ともに前年の売上を上回りました。

チーズは、クラフトブランドの「切れてるチーズ」、「100%パルメザンチーズ」等が伸長したことに加え、新商品の「無垢」が寄与し、前年の売上を上回りました。

これらにより、乳製品の売上高は970億5千 3百万円(前年比1.4%増)となりました。



アイスクリーム 売上高 557億21 百万円 (前年比 4.0%増)

アイスクリームは、「PARM (パルム)」「MOW (モウ) | 等主力ブランドが順調に拡大し、全体 でも前年の売上を上回りました。

これにより、アイスクリームの売上高は557 億2千1百万円(前年比4.0%増)となりました。



PARM (パルム)





MOW (モウ)



売上高構成比 12.6%

その他

売上高 **915**億**61**百万円 (前年比 **4.1**%減)

「シールド乳酸菌」などの機能性素材の販売拡 大やベビーフードなどの伸びが寄与した一方、 昨年春にサンキスト果汁飲料の一部や、家庭用 のリプトンリーフティーの販売を中止したため、 前年の売上を下回りました。

これらにより、その他の売上高は915億6千 1百万円(前年比4.1%減)となりました。



おうちのおかず





売上高構成比

(2) 森永乳業グループの設備投資の状況

当期中に実施した森永乳業グループの設備投資の総額は243億円(連結消去後)であり、このうち当社では 総額171億円(連結消去前)の設備投資を実施しております。事業分野別には、食品事業が中心であり、その 主なものは次のとおりです。

当社

神戸工場	ヨーグルト設備増強他
別海工場	チーズ設備増強他
利根工場	ヨーグルト設備増強他
支社・支店	販売および物流設備増強他

子会社

ミライGmbH	乳原料設備増強他
東洋乳業株式会社	アイスクリーム設備増強他
エムケーチーズ株式会社	チーズ設備増強他

(3) 森永乳業グループの資金調達の状況

当社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関15行との間で総額200億円のコミットメントライン 契約を締結しております。なお、当期末における借入実行残高はありません。

(4) 森永乳業グループが対処すべき課題

次期のわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復が続くことが期待されますが、 海外経済の先行き不確実性による影響や金融資本市場の変動の可能性に加え、国内では人手不足の懸念がさら に高まるなど、先行きは依然不透明な状況にあります。

食品業界におきましては、引き続き、健康志向の高まりのなか、付加価値を訴求した商品が増える一方、汎 用品については価格低下の動きもみられ、厳しい競争環境が続くものと予想されます。

酪農乳業界におきましては、生乳生産量の減少が大きな課題となるなか、乳資源の確保が一層重要となっております。また、改正畜産経営安定法が4月から施行され、生乳取引制度が50年ぶりに改正されるなど、大きな環境変化の年です。

そのようななか、2016年3月期から2020年3月期までの中期経営計画におきましては、「成長に向けた事業ドメインの再構築」「資産効率の改善および合理化の推進」「経営基盤の強化」「社会への貢献」の4つを基本方針としております。4年目となる次期も引き続き、①機能性・食品素材事業の強化、②グローバル化の推進、③健康・栄養事業の育成、④既存事業の収益性の改善を将来に向けた事業の4本の柱と位置付けて、事業ドメインの再構築を推進し、上記の環境変化に対応できる力を強化すると同時に、当中期経営計画終了後の方向性も視野に入れた取組みを強化し、持続的な成長を目指してまいります。

既に発表しておりますとおり、上記「資産効率の改善および合理化の推進」に則り、全社的な生産拠点再編の一環として、利根工場に新棟を建設し、神戸工場の製造ラインを増設する一方で2019年12月に近畿工場、2021年3月に東京工場の生産を中止することで、より効率的な生産体制を構築してまいります。

また、お客さまに安全、安心を提供する品質保証体制の一層の強化にも引き続き取り組んでまいります。

当社グループは今後も、笑顔あふれる豊かな社会の実現のため、私たちならではの価値を高め、その価値を お届けし続けることによって、より一層社会に貢献してまいります。株主のみなさまにおかれましては、なお 一層のご指導、ご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

● 森永乳業グループの営業成績および財産の状況の推移

(単位:百万円)

区 分	第92期 2014年度	第93期 2015年度	第94期 2016年度	第95期(当期) 2017年度
売上高	594,834	601,499	592,617	592,087
営業利益	6,805	14,317	21,099	21,684
経常利益	8,232	14,959	21,960	22,355
親会社株主に帰属する当期純利益	4,164	10,576	13,202	15,781
1株当たり当期純利益	16円86銭	42円80銭	53円40銭	319円01銭
総資産	383,357	378,852	385,366	416,463
純資産	125,286	129,370	142,846	159,102

(注) 当社は2017年10月1日付けで株式併合(5株を1株)を実施しておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式併合が実施されたものと仮定して1株当たり当期純利益を算出しております。

売上高 594,834 601,499 592,617 **592,087** 第92期 第93期 第94期 第95期(当期) (2014年度) (2015年度) (2017年度)







(単位:百万円)

2 当社の営業成績および財産の状況の推移

区分	第92期 2014年度	第93期 2015年度	第94期 2016年度	第95期(当期) 2017年度
売上高	444,371	453,865	444,311	440,554
営業利益又は営業損失 (△)	△267	6,654	11,440	14,353
経常利益	3,471	9,722	14,836	18,678
当期純利益	1,668	7,834	9,134	13,583
1株当たり当期純利益	6円75銭	31円71銭	36円95銭	274円57銭
総資産	319,950	322,247	330,436	355,059
純資産	83,270	88,556	98,092	110,389

(注) 当社は2017年10月1日付けで株式併合(5株を1株)を実施しておりますが、当事業年度の期首に当該株式併合が実施されたものと仮定して1株当たり当期純利益を算出しております。









(6) 森永乳業グループの重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当ありません。

2 重要な子会社(連結子会社)の状況

	所 在 地	 資 本 金	議決権比率	
株式会社デイリーフーズ	東京都港区	497百万円	100.0%	乳製品等の販売
東北森永乳業株式会社	(加台市)	470百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
株式会社フリジポート	東京都千代田区	310百万円	100.0%	乳製品等の販売
東洋乳業株式会社	広島市	215百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
エムケーチーズ株式会社	神奈川県綾瀬市	200百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
株式会社グリニコ	東京都目黒区	200百万円	100.0%	栄養食品等の販売
株式会社東京デーリー	東京都江東区	121百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
株式会社、ポティー・ティー・サード・サード・サード・サード・サード・サード・サード・サード・サード・サー	東京都目黒区	100百万円	100.0%	- 孔表の子の表色別児 - 不動産の賃貸、各種リース等
森永北陸乳業株式会社		90百万円	100.0%	- <u>小</u> 動座の負負、合催リー人等 - 乳製品等の製造販売
株式会社トーワテクノ	広島市	90百万円	100.0%	食品機械装置の製造販売
株式会社森乳サンワールド	東京都港区	61百万円	100.0%	ペット飼料等の販売
株式会社シェフォーレ	千葉県八千代市	60百万円	100.0%	手作りデザートの製造
森永酪農販売株式会社	東京都港区	42百万円	100.0%	飼料等の販売
東洋醗酵乳株式会社	名古屋市	30百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
森永乳業北海道株式会社	札幌市	30百万円	100.0%	乳製品等の販売
森永乳業九州株式会社	福岡市	30百万円	100.0%	乳製品等の販売
株式会社ナポリアイスクリーム	東京都港区	20百万円	100.0%	アイスクリーム類の製造販売
浦幌乳業株式会社	北海道十勝郡浦幌町	20百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
ミライGmbH	ドイツ・ロイトキルヒ市	90百万ユーロ	100.0%	原料乳製品の販売
MILEI Plus GmbH	ドイツ・ロイトキルヒ市	0百万ユーロ	100.0%	MILEI Proteinの持株会社
MILEI Protein GmbH&Co.KG	ドイツ・ロイトキルヒ市	0百万ユーロ	100.0%	原料乳製品の製造
森永ニュートリショナルフーズInc.	米国カリフォルニア州トーランス市	31百万ドル	100.0%	豆腐他大豆加工食品等の販売
パシフィック・ニュートリショナルフーズInc.	米国オレゴン州テュアラティン市	21百万ドル	100.0%	豆腐他大豆加工食品の製造
日本製乳株式会社	山形県東置賜郡高畠町	140百万円	99.2%	乳製品等の製造販売
富士乳業株式会社	静岡県駿東郡長泉町	50百万円	98.9%	アイスクリーム類の製造販売
沖縄森永乳業株式会社	沖縄県中頭郡西原町	305百万円	97.3%	乳製品等の製造販売
熊本乳業株式会社	熊本市	50百万円	97.1%	乳製品等の製造販売
横浜乳業株式会社	神奈川県綾瀬市	60百万円	96.5%	乳製品等の製造販売
森永エンジニアリング株式会社	東京都港区	200百万円	90.0%	プラントの設計および施工等
北海道保証牛乳株式会社	北海道小樽市	97百万円	87.2%	乳製品等の製造販売
株式会社サンフコ	東京都千代田区	50百万円	45.0%	乳製品等の販売会社
エム・エム・プロパティ・ファンディング株式会社	東京都港区	10百万円		不動産の賃貸事業

- (注1) 議決権比率には間接所有分を含めております。
- (注2) 株式会社エフディーサービスは株式会社デイリーフーズと合併いたしました。
- (注3) 株式会社サンフコは当社が支配を獲得したため関連会社から連結子会社となりました。

🔒 企業結合の成果

前記の「1. 森永乳業グループ(企業集団)の現況に関する事項 (1) 森永乳業グループの事業の経過および成果 に記載のとおりであります。

(7) 森永乳業グループの主要な事業内容

事業区分	主 要 な 事 業 内 容	
食品事業	市乳(牛乳、乳飲料、ヨーグルト、プリン)、乳製品(練乳、粉乳、バター、チーズ)、 アイスクリーム、飲料、流動食などの製造・販売	
その他の事業 飼料の販売、プラント設備の設計施工など		

(8) 森永乳業グループの主要な拠点等

● 当 社

本社 : 東京都港区芝五丁月33番1号

営業所 : 東北支店(仙台市) 首都圏支社(東京都港区)

中部支社(名古屋市) 西日本支社(大阪市)

工場 : 佐呂間工場 (北海道常呂郡) 別海工場 (北海道野付郡)

十勝工場(北海道十勝郡) 盛岡工場(盛岡市)

福島工場(福島市) 利根工場(茨城県常総市)

東京工場(東京都葛飾区)
東京多摩工場(東京都東大和市)

大和工場(東京都東大和市) 松本工場(長野県松本市) 富士工場(静岡県富士宮市) 中京工場(愛知県江南市)

近畿工場(兵庫県西宮市) 神戸工場(神戸市)

センター:管理センター(東京都目黒区) 東日本市乳センター(東京都東大和市)

西日本市乳センター(神戸市) 商品センター(横浜市)

装置開発センター(東京都東大和市)

② 子会社

前記の「(6) 森永乳業グループの重要な親会社および子会社の状況 ②重要な子会社(連結子会社)の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況

● 森永乳業グループの従業員数の状況

区 分	従業員数	前期末比(増減)
男子	4,659名	141名増
女 子	1,328名	75名增
合 計	5,987名	216名増

⁽注1) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比(増減)	平均年齢	平均勤続年数
男 子	2,556名	101名増	38.7歳	15.3年
女 子	588名	8名増	36.2歳	13.4年
合計または平均	3,144名	109名増	38.2歳	14.9年

⁽注1) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	11,023百万円
株式会社三井住友銀行	6,010百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,302百万円
農林中央金庫	4,013百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,604百万円
株式会社日本政策投資銀行	2,934百万円
株式会社日本政策金融公庫	2,332百万円
日本生命保険相互会社	822百万円
明治安田生命保険相互会社	194百万円

⁽注)株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日より行名変更し株式会社三菱UFJ銀行となっております。

⁽注2) 上記の従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

⁽注2) 上記の従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 144,000,000株

(2) 発行済株式の総数 49,472,342株 (自己株式323,101株を除く)

(3) 株主数 24,972名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
森永製菓株式会社	5,249千株	10.61%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,649千株	5.36%
株式会社みずほ銀行	2,445千株	4.94%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,424千株	4.90%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,388千株	2.81%
株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	1,328千株	2.69%
三菱UF J信託銀行株式会社	923千株	1.87%
森永乳業従業員持株会	920千株	1.86%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	800千株	1.62%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	768千株	1.55%

⁽注1) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除した数に基づき算出しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年6月29日開催の第94期定時株主総会の決議に基づき、2017年10月1日付けで単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)、株式併合(5株を1株に併合)および発行可能株式総数の変更(720,000,000株から144,000,000株に変更)を実施しました。

⁽注2)株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日より行名変更し株式会社三菱UFJ銀行となっております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が有する新株予約権の状況

- 新株予約権の数 466個
- 2 目的となる株式の種類および数 普通株式 93,200株 (新株予約権1個につき200株)

③ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	名 称	行使価額	行使期間		保有者数
	森永乳業株式会社2007年度株式報酬型募集 新株予約権	1円	2007年8月14日から 2027年8月13日まで	25個	2名
	森永乳業株式会社2008年度株式報酬型募集 新株予約権	1円	2008年8月13日から 2028年8月12日まで	25個	2名
	森永乳業株式会社2009年度株式報酬型募集 新株予約権	1円	2009年8月13日から 2029年8月12日まで	29個	2名
	森永乳業株式会社2010年度株式報酬型募集 新株予約権	1円	2010年8月13日から 2030年8月12日まで	29個	2名
	森永乳業株式会社2011年度株式報酬型募集 新株予約権	1円	2011年8月13日から 2031年8月12日まで	27個	2名
取締役	森永乳業株式会社2012年度株式報酬型募集 新株予約権	1円	2012年8月14日から 2032年8月13日まで	30個	2名
	森永乳業株式会社2013年度株式報酬型募集 新株予約権	1円	2013年8月13日から 2033年8月12日まで	40個	3名
	森永乳業株式会社2014年度株式報酬型募集 新株予約権	1円	2014年8月13日から 2034年8月12日まで	42個	3名
	森永乳業株式会社2015年度株式報酬型募集 新株予約権	1円	2015年8月13日から 2035年8月12日まで	78個	6名
	森永乳業株式会社2016年度株式報酬型募集 新株予約権	1円	2016年8月13日から 2036年8月12日まで	76個	9名
	森永乳業株式会社2017年度株式報酬型募集 新株予約権	1円	2017年8月15日から 2037年8月14日まで	65個	9名

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

	氏	á	名	地位および担当	重要な兼職の状況
宮	原	道	夫	代表取締役社長	日本乳品貿易株式会社 代表取締役社長 一般社団法人日本乳業協会 会長
野	ぐち	純純	いち <u>—</u>	代表取締役副社長(社長補佐)	一般社団法人日本アイスクリーム協会 会長 アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会 会長
青	やま 山	かず 和	夫	専務取締役(品質・酪農・物流担当)	全国牛乳容器環境協議会 会長 飲料用紙容器リサイクル協議会 理事長
大	かわ	でい 禎-	*************************************	専務取締役(研究・開発担当) 専務執行役員研究本部長 兼 研究本部応用技術センター所長	
港			っょし 毅	常務取締役(渉外・総務担当) 常務執行役員渉外本部長	公益財団法人ひかり協会を評議員
大	買	陽	いち	常務取締役(企画・広報・財務・情報担当)	
草	野	茂	実	取締役(生産担当) 常務執行役員生産本部長	
さい際	きず藤	光	政	取締役(人財・管理担当)	
大	原	賢	いち	取締役(営業・マーケティング担当) 常務執行役員営業本部長	
奥	宫	京	亨	取締役	弁護士(田辺総合法律事務所) 日本電気株式会社 社外監査役
かわ	かみ 上	しょう 正	治	取締役	
飯	島	信	夫	常勤監査役	
木	村	ます	<u>"</u>	常勤監査役	
*** 米	Æ ⊞	敬	とも	監査役	
ー 伊	o f	i č	oc 彦	監査役	伊香賀正彦公認会計士事務所 代表 プラジュナリンク株式会社 代表取締役 ヤマハ発動機株式会社 社外監査役 リョービ株式会社 社外取締役

⁽注1) 奥宮京子および川上正治の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

⁽注2)米田敬智および伊香賀正彦の両氏は、会社法第2条第16号および同第335条第3項に定める社外監査役です。

⁽注3) 奥宮京子、川上正治、米田敬智、伊香賀正彦の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

⁽注4) 米田敬智氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、また事業会社のCFOを務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

- (注5) 伊香賀正彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注6) 宮原道夫氏が兼職している日本乳品貿易株式会社は当社の関連会社でありますが、当社との間には、重要な取引等はありません。
- (注7) 奥宮京子氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
- (注8) 伊香賀正彦氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
- (注9) 宮原道夫氏は、2017年5月24日付けにて東京飲用牛乳協会会長を、同年6月16日付けにて一般社団法人Jミルク会長を退任いたしました。また、同氏は2017年6月16日付けにて一般社団法人日本乳業協会会長に就任いたしました。
- (注10) 伊香賀正彦氏は、2017年6月23日付けにてリョービ株式会社の社外取締役に就任いたしました。
- (注11) 青山和夫氏は、2018年4月25日付けにて全国牛乳容器環境協議会会長および飲料用紙容器リサイクル協議会理事長を退任いたしました。
- (注12) 2017年6月1日付けにて、野口純一氏は副社長執行役員営業本部長を、青山和夫氏は専務執行役員生産本部長を解かれております。また、同日付けにて、大川禎一郎氏は常務取締役(研究・開発担当)兼常務執行役員研究本部長、草野茂実氏は取締役(生産担当)兼常務執行役員生産本部長、大原賢一氏は取締役(営業・マーケティング担当)兼常務執行役員営業本部長となりました。
- (注13) 2017年6月29日付けにて、青山和夫氏は専務取締役(品質・酪農・物流担当)、大川禎一郎氏は専務取締役(研究・開発担当) 兼専務執行役員研究本部長、大貫陽一氏は常務取締役(企画・広報・財務・情報担当)、となりました。
- (注14) 2018年2月1日付けにて、大川禎一郎氏は専務取締役(研究・開発担当)兼専務執行役員研究本部長兼研究本部応用技術センター所長となりました。
- (注15) 当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間に、会社法第427条第1項および定款の定めに基づき責任限定契約を締結しております。当該契約は同法第423条第1項の責任について、その職責を行うにつき善良でありかつ重大な過失が無かったときは、同法第425条第1項に定める額をもって損害賠償責任の限度とするものです。

(ご参考) 2018年3月31日現在の執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当
専務執行役員	大 川 禎一郎	研究本部長 兼 研究本部応用技術センター所長
常務執行役員	港 毅	涉外本部長
常務執行役員	草野茂実	生産本部長
常務執行役員	大 原 賢 一	営業本部長
常務執行役員	福山敏昭	首都圈支社長
常務執行役員	髙 桑 唯 雄	営業本部リテール事業部長
常務執行役員	市丸充男	西日本支社長
常務執行役員	野村聖	海外事業本部長
執行役員	中村雅人	生産本部エンジニアリング部長
執行役員	髙 野 秀 一	西日本支社副支社長
執行役員	松本恭永	営業本部市乳事業部長
執行役員	東倉健人	酪農部長
執行役員	髙見澤 裕 己	営業本部リテール事業部マーケティング統括部長
執行役員	柳田恭彦	東京多摩工場長
執行役員	山中康史	生産本部調達部長
執行役員	椎野工	海外事業本部海外事業部長
執行役員	池田三知男	研究本部食品総合研究所長
執行役員	立石一郎	生産本部生産部長
執行役員	角 野 信 二	中部支社長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	員 数	基本報酬	ストックオプション	報酬等の総額
取締役 (社外取締役を除く)	9名	240百万円	51百万円	292百万円
社外取締役	2名	20百万円	_	20百万円
監査役 (社外監査役を除く)	2名	48百万円	_	48百万円
社外監査役	2名	19百万円	_	19百万円
計	15名	328百万円	51百万円	379百万円

- (注1) 株主総会決議による報酬限度額は、取締役月額36百万円、監査役月額6百万円であります。
- (注2) ストックオプションは、2017年7月12日開催の取締役会決議に基づき、新株予約権(株式報酬型ストックオプション) 65個を 取締役9名に付与したものであります。 なお、株主総会決議による取締役に対する新株予約権に関する報酬限度額は、上記(注1)とは別枠で年額60百万円(ただし 120個を上限とする)であります。
- (注3) 取締役のうち使用人兼務取締役6名には上記表のほかに使用人給与相当額122百万円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

● 重要な兼職の状況および当社との関係

前記の「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

2 当事業年度における主な活動状況

	氏	名		地 位	主 な 活 動 状 況	
奥	宮	京	亨	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、弁護士としての高度な専門的 知識、および高い独立性に基づく客観的な視点から、必要な発言を適宜行いました。	
かわ 	かみ 上	ندغ Ē	治	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、国内外における豊富な経験、 および高い独立性に基づく客観的な視点から、必要な発言を適宜行いました。	
**a 米	É	敬	とも 智	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、審議に際しては企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づく必要な発言を適宜行いました。また、監査役会14回の全てに出席し、監査の方法および内容、その他監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。	
伊 :	が新賀	<u>*</u> *	彦	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、審議に際しては公認会計士としての高度な専門知識と企業経営者としての幅広い知見に基づく必要な発言を適宜行いました。また、監査役会14回の全てに出席し、監査の方法および内容、その他監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。	

(4) 社外役員の報酬に関する事項

前記の「(2) 取締役および監査役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

● 当期に係る報酬等の額

66百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

78百万円

- (注1) 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、上記報酬等の金額について相当と判断し、同意しております。
- (注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の「当期に係る報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。
- (注3) 当社の重要な子会社のうちミライGmbH、MILEI Plus GmbHおよびMILEI Protein GmbH&Co.KGは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、コンフォートレターの作成業務を新日本有限責任監査法人に委託しております。

また、当社の子会社である森永エンジニアリング株式会社は、合意された手続に基づく調査業務を新日本有限責任監査法人に委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の適切な職務遂行が困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、監査役会の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、当社を含む森永乳業グループ(以下、「当社グループ」といいます。)の業務の適正を確保するため、「内部統制システム構築に関する基本方針」(以下、「内部統制基本方針」といいます。)に基づき、引き続き内部統制システムの実効性の向上に努めております。そのため、当社は、適宜、内部統制委員会を開催し、業務の適正確保のための審議と各部会を通して必要な指示を行いました。

内部統制基本方針の概要およびその運用状況は以下のとおりです。

● 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、法令・定款、社規社則、社会倫理および行動規範の遵守を企業活動の前提とし、経営理念の実現に向けて適正に職務を遂行します。そのために、当社は、内部統制委員会にコンプライアンス部会を設置してコンプライアンス意識の浸透・定着に努めるとともに、内部監査部門において、コンプライアンスの運用状況を監査します。また、内部通報制度「森乳ヘルプライン」の相談窓口に、社外弁護士を直接の情報受領者として加え、法令等違反行為の把握と対処に迅速かつ適切に対応します。

[運用状況]

当社は、当社グループの行動規範を定め、各人が自律的な行動をとれるように、コンプライアンス活動を進めております。当期においても引き続きコンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する研修を当社グループに対して実施し、経営理念と行動規範の浸透に努めました。また、四半期ごとにコンプライアンス部会を開催して、コンプライアンス活動推進のための指示および確認を行い、「内部通報制度運用規程」により「森乳へルプライン」を適切に運営するとともに、相談窓口を外部に委託して利用の便をはかりました。また、内部監査部門は各組織の監査にあたり、コンプライアンスの運用状況を確認しました。

2 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、内部統制委員会に財務報告部会を設置し、財務計算に関する書類その他情報を収集し適正な管理および報告を行います。

[運用状況]

当社は、内部監査部門が金融商品取引法における内部統制の評価を実施しております。また、財務報告部会を定期的に開催して、内部監査部門の評価に基づいて業務プロセスの整備・運用状況を確認し内部統制委員会に報告しております。なお、財務報告に係る内部統制の対象範囲および監査対象とするプロセスの見直しを継続して行っております。

また、当社は、この体制の組織・運営を整備する規定を設け、当社グループ内に統一した財務会計システムの構築を進めるとともに、グループ内の月次経営概況を報告させております。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等からその職務の執行に係る情報の当社への報告に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書および関連する情報については、各所管部門において適切に保存および管理し、取締役は、必要に応じて、これらの文書等を閲覧できるものとします。また、当社は、子会社の取締役等にその職務の執行に係る重要情報を当社に定期的に報告することを義務付ける体制を整備します。

[運用状況]

当社は、情報の保存および管理を適切に行うため、内部統制委員会のリスク管理部会の下に情報セキュリティ部会を設け、「情報セキュリティ方針書」他の規程を定め、その適切な運用をはかるとともに、情報ツールの取扱いについて社員教育を進めております。なお、子会社等における重要情報が的確に報告されるよう、「国内関係会社管理規程」に加えて「海外関係会社管理規程」を定め、当社グループの重要な情報を集約して管理する体制を整えております。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理部会において、想定される個々のリスクを洗い出し、リスクの現実化を未然に防止する ための手続・機構を整えさせ、また、不測の事態が発生した場合は、危機管理に関する規程に従って迅速な対 応を行い、損害の拡大を防止し、最小限にとどめるよう努めます。

[運用状況]

当社は、当期にリスク管理部会を11回開催し、当社グループ全体におけるリスク対策を実施するとともに、期中に新たなリスクの洗出しを行いリスクマネジメントを継続して推進しました。事業所および関係会社その他の各組織においても個別のリスク管理を継続して進めました。また、「緊急問題処理基準」その他のマニュアルにより緊急事態への対応を周知させるとともに、災害に備えた備蓄品の更新と増強を行いました。

⑤ 当社の取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社グループは、職務執行について、その執行の基準ならびに責任者および執行手続の詳細を定め、相互に 協議、情報の共有化、指示・要請の円滑な伝達をはかり、職務執行が効率的に行われるよう努めます。グルー プ各社に関する事項については、当社の関連部署が統括し、必要に応じて各部署が指導監督します。

「運用状況]

当社は、職務執行に関して決裁権限を明示した権限基準その他の社内規程を整備して、職務執行の意思決定の効率化をはかっております。取締役会は、原則当社において月1回、子会社では3か月に1回開催するほか、必要に応じ随時開催するとともに、当社においては、経営会議を設置し、適時適切な経営判断に資することと

しております。なお、社外役員には、取締役会付議事項を事前に説明するなど、適宜情報提供を行っております。また、執行役員制度により業務執行の強化をはかるとともに、会社役員との緊密な連携のために経営会議を開催しております。

関係会社においては、取締役会の実効性を高める取組みを進めるとともに、取締役会議事録等を提出させ、 当社において一元管理を行っております。

⑥ 反社会的勢力に対する基本体制

当社グループは、取引を含め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求を拒絶するための体制を整備し、外部専門機関と緊密な連携をとりながら、毅然とした経営姿勢を貫き、組織的かつ法的に対応します。

[運用状況]

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求を拒絶する方針であることを明示し、関係機関との連携を保ち、社員教育その他でこれを周知しております。当社が行う契約には暴力団排除条項を含めることとしております。

🤛 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保するための体制

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合の当該使用人に関する事項を定め、もって監査役の使用人への指示の実効性を確保します。

[運用状況]

当社は、監査役の職務を補助するため複数の使用人を設置しております。使用人の任命手続は常勤監査役の同意を要し、その役割は業務分掌規程に明示するなど、取締役からの独立性を確保し、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保しております。

③ 監査役または監査役会への報告に関する体制

当社グループの役職員は、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当社の監査役または監査役会に報告するものとします。また、当社は、監査役監査の実効性を確保するため、監査役または監査役会が適時適切に情報収集することができるよう社内規程を定め、報告体制を維持強化します。

[運用状況]

当社は、経営会議に監査役の出席を求めるとともに、電子決裁制度や「緊急問題処理基準」「国内関係会社 管理規程」および「海外関係会社管理規程」等により重要事項が監査役に報告される体制を整えております。 監査役は、全部門に対して必要な情報収集を行うほか、内部監査部門から定期的な報告を受け、会計監査人と は情報の交換を行っております。また、内部監査部門および会計監査人とは「三様監査情報交換会」を定期的 に開催し、情報の共有化をはかっております。なお、当期中に「グループ監査役連絡会」を2回開催し、連携 を強化しております。

⑤ 監査役または監査役会に報告した者を保護するための体制

当社は、前項の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。また、当社は、当該報告をした者の匿名性を確保し、その内容については厳重な情報管理体制を整備します。

[運用状況]

当社は、監査役または監査役会に報告した者の保護および報告内容の情報管理体制について内部統制基本方針ほかの社内規程に明示し、内部通報制度とともに社員教育を進め広く周知に努めております。

● その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が当社グループに説明を求め、または外部専門機関への調査相談等の依頼を求めたときなどの場合には、速やかに対処できるよう、社内体制の充実をはかります。また、当社は、監査役が取締役会ほかの重要な会議に出席して、業務執行に関する事項の説明を受け、意見交換を行える体制を整えます。なお、監査に必要な情報については、適切に保存および管理を行い、監査役の求めに応じて、会計監査人や内部監査部門から適宜必要な情報が提供できる体制を整えます。

[運用状況]

当社は、監査役の求めに応じ業務執行に関する事項の説明を適切に行うことができるよう、当社グループの 体制を整え、被監査部門には監査に協力させております。

また、監査役の監査が実効的に行われるよう、執行から分離独立した弁護士に相談できる体制を整備し、 2018年4月から運用を開始します。

なお、監査役が必要とする情報は、「情報セキュリティ方針書」他の社内規程により保存および管理をして おります。

(2) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものであり、株式の大量買付等であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的などから見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、乳で培った技術を活かした商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

こうした事情に鑑み、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に 応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や 時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値ひいて は株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止 するための取組み

当社は、第90期事業年度に係る当社定時株主総会における株主のみなさまの承認に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を更新しております。本プランの有効期間は、2016年6月29日開催の当社第93期定時株主総会の終結の時までとされておりましたが、当社は、当該総会において株主のみなさまの承認をいただき、本プランを更新いたしました。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等(以下に定義されます。)との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案(以下「買付等」といいます。)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)に対し事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合などには、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

❸ 本プランの合理性

本プランは、大要下記のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものと考えております。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

口. 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されました。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

ハ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本新株予約権の無償割当ての実施などの運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者などから構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

二. 第三者専門家の意見の取得

買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、企業体質の維持、強化のため、内部留保に意を用いつつ、業績、配当性向等も十分勘案しながら、安定的な配当を継続する方針であります。

なお、災害等の不測の事態が原因で株主総会の開催が困難であると判断される場合に限り、取締役会の決議 によって剰余金の配当等を行うことができることとしております。

⁽注)本事業報告中の記載金額の表示単位未満の処理につきましては、1株当たり当期純利益については四捨五入し、その他の項目については切り捨てております。

(単位:百万円)

連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)

連結計算書類

建福貝伯列宗衣 (2018年3月31)	コ現住 <i>)</i>
資産の部	
科 目	金額
流動資産	146,236
現金及び預金	10,139
受取手形及び売掛金	61,799
商品及び製品	42,256
仕掛品	1,622
原材料及び貯蔵品	15,571
繰延税金資産	4,285
その他	11,104
貸倒引当金	△ 542
固定資産	270,226
有形固定資産	232,671
建物及び構築物	75,768
機械装置及び運搬具	71,656
土地	68,347
リース資産	2,600
建設仮勘定	10,623
その他	3,674
無形固定資産	6,333
その他	6,333
投資その他の資産	31,222
投資有価証券	22,420
出資金	97
長期貸付金	326
退職給付に係る資産	2,006
繰延税金資産	1,302
その他	5,210
貸倒引当金	△ 142
資産合計	416,463

負債の部	
科目	金額
流動負債	158,154
支払手形及び買掛金	57,701
電子記録債務	3,762
短期借入金	8,077
1年以内返済長期借入金	7,692
未払法人税等	5,105
未払費用	34,289
預り金	24,811
リース債務	1,335
その他	15,378
固定負債	99,206
社債	35,000
長期借入金	37,864
リース債務	2,100
退職給付に係る負債	19,521
資産除去債務	287
その他	4,431
負債合計	257,361
純資産の部	
株主資本	151,257
資本金	21,704
資本剰余金	19,858
利益剰余金	110,291
自己株式	△ 596
その他の包括利益累計額	6,250
その他有価証券評価差額金	8,457
繰延ヘッジ損益	△ 61
為替換算調整勘定	159
退職給付に係る調整累計額	△ 2,305
新株予約権	247
非支配株主持分	1,347
純資産合計	159,102
負債及び純資産合計	416,463

連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金	額
売上高		592,087
売上原価		402,139
売上総利益		189,948
販売費及び一般管理費		168,263
営業利益		21,684
営業外収益		2,379
受取利息	39	
受取配当金	854	
のれん償却額	141	
雑収益	1,343	
営業外費用		1,708
支払利息	861	
持分法による投資損失	370	
雑損失	476	
経常利益		22,355
特別利益		4,704
固定資産売却益	3,739	
投資有価証券売却益	97	
その他の特別利益	866	
特別損失		3,589
固定資産処分損	1,646	
公益財団法人ひかり協会負担金	1,674	
災害損失	212	
その他の特別損失	56	
税金等調整前当期純利益		23,470
法人税、住民税及び事業税		8,023
法人税等調整額		△ 368
当期純利益		15,814
非支配株主に帰属する当期純利益		33
親会社株主に帰属する当期純利益		15,781

(単位:百万円)

P.47

連結包括利益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(ご参考)

科目	金額
当期純利益	15,814
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	1,150
繰延へッジ損益	△ 135
為替換算調整勘定	1,058
退職給付に係る調整額	△ 100
持分法適用会社に対する持分相当額	0
その他の包括利益合計	1,973
包括利益	17,788
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	17,770
非支配株主に係る包括利益	18

連結株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位:百万円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,704	19,877	96,736	△ 543	137,774
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,226		△ 2,226
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,781		15,781
自己株式の取得				△ 60	△ 60
自己株式の処分		△ 0		8	7
利益剰余金から 資本剰余金への振替		0	△ 0		_
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△ 18			△ 18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					_
当期変動額合計	_	△ 18	13,554	△ 52	13,483
当期末残高	21,704	19,858	110,291	△ 596	151,257

		その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
当期首残高	7,326	39	△ 898	△ 2,205	4,261	200	610	142,846
当期変動額								
剰余金の配当								△ 2,226
親会社株主に帰属する 当期純利益								15,781
自己株式の取得								△ 60
自己株式の処分								7
利益剰余金から 資本剰余金への振替								_
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								△ 18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,131	△ 101	1,058	△ 100	1,988	47	736	2,773
当期変動額合計	1,131	△ 101	1,058	△ 100	1,988	47	736	16,256
当期末残高	8,457	△ 61	159	△ 2,305	6,250	247	1,347	159,102

(単位:百万円)

連結計算書類

貸供対昭美 (2018年3月31日現在)

計算書類

貸借对照表(2018年3月31日現在))
資産の部	
科 目	金額
流動資産	143,620
現金及び預金	5,766
受取手形	967
売掛金	53,444
商品及び製品	35,444
半製品	47
原材料	9,232
貯蔵品	2,364
前払費用	864
短期貸付金	18,988
立替金	6,813
繰延税金資産	3,188
未収消費税等	90
その他	8,086
貸倒引当金	△ 1,678
固定資産	211,438
有形固定資産	131,839
建物	36,634
構築物	4,865
機械装置	40,732
車両運搬具 工具器具備品	2.503
工兵站关阱。 十地	38,330
リース資産	1,176
建設仮勘定	7,593
無形固定資産	5,911
施設利用権等	5,911
投資その他の資産	73.687
投資有価証券	15,445
関係会社株式	11,547
出資金	55
関係会社出資金	27,653
長期貸付金	11,538
粉乳中毒救済基金(特定包括信託)	3,001
長期前払費用	2,842
その他	1,643
貸倒引当金	△ 40
資産合計	355,059

科目 金額 流動負債 162,340 支払手形 0 買掛金 46,801 電子記録債務 5,250 1年以内返済長期借入金 5,884 未払金 13,802 未払表人税等 4,126 未払費用 26,824 前受金 69 預り金 59,034 リース債務 82,329 社債 35,000 長期借入金 30,354 退職給付引当金 12,069 繰延税金負債 97 資産除去債務 95 その他 632 負債合計 244,669 株主資本 19,478 資本本金 21,704 資本事業備金 19,478 利益剰余金 19,478 資本準備金 19,478 利益準備金 58,722 配当引当積立金 5,200 固定資産圧縮記帳積立金 8,866 別途積立金 26,300 繰越利益剰余金 18,355 自己株子列 7,281 本の他有価証券評価証券評価差額金 7,281 本の他有価証券評価証券評価差額金 7,281 本の他有価証券評価証券評価差額金 7,28	負債の部	
支払手形 46,801 電子記録債務 5,250 1年以内返済長期借入金 5,884 未払金 13,802 未払表人税等 4,126 未払費用 26,824 前受金 69 預り金 59,034 リース債務 82,329 社債 35,000 長期借入金 12,069 繰延税金負債 3,203 資産除去債務 95 その他 632 負債合計 244,669 株主資本 102,860 資本率債金 19,478 資本本準備金 19,478 利益剰余金 19,478 利益業備金 3,529 その他利益剰余金 58,722 配当引当積立金 8,866 別途積立金 26,300 繰越利益剰余金 18,355 自己株式 573 評価・換算差額等 7,281 その他有価証券評価差額金 7,281 新株予約権 247 純資産合計 110,389	—————————————————————————————————————	金額
負債合計244,669株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 電当引当積立金 固定資産圧縮記帳積立金 操越利益剰余金19,478 62,251 3,529 58,722 配当引当積立金 場議立金 操越利益剰余金58,722 26,300 48,866 別途積立金 経域利益剰余金18,355 26,300 26,300 47,281 7,281 不の他有価証券評価差額金 新株予約権 247 4純資産合計7,281 247 110,389	流動負債 支払手形 買掛金 電子記録債務 1年以内返済長期借入金 未払金 未払法費用 前受金 預り金 リース債務 固定負債 社債 長期借付引当金 繰延税金負債 リース債務 直襲がよりの では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	162,340 0 46,801 5,250 5,884 13,802 4,126 26,824 69 59,034 544 82,329 35,000 30,354 12,069 3,203 974 95
株主資本		
株主資本102,860資本金21,704資本剰余金19,478資本準備金19,478利益剰余金62,251利益準備金3,529その他利益剰余金58,722配当引当積立金5,200固定資産圧縮記帳積立金8,866別途積立金26,300繰越利益剰余金18,355自己株式△ 573評価・換算差額等7,281その他有価証券評価差額金7,281新株予約権247純資産合計110,389		244,009
	株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益利益準備金 その他利益剰余金 配当引当積立金 固定資産圧縮記帳積立金 別途積立金 繰越利益剰余金 自己株式 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 新株予約権	21,704 19,478 19,478 62,251 3,529 58,722 5,200 8,866 26,300 18,355 △ 573 7,281 7,281
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位:百万円)

	25. 17	(+ E · 6/31)
科目	金8	<u> </u>
売上高		440,554
売上原価		326,961
売上総利益		113,592
販売費及び一般管理費		99,239
営業利益		14,353
堂業外収益		5,386
受取利息及び配当金	3,427	
雑収益	1,958	
営業外費用		1,061
支払利息	736	
雑損失	325	
経常利益		18,678
特別利益		3,191
固定資産売却益	2,839	
投資有価証券売却益	97	
その他の特別利益	254	
特別損失		3,451
固定資産処分損	1,521	
公益財団法人ひかり協会負担金	1,674	
災害損失	212	
その他の特別損失	42	
税引前当期純利益		18,417
法人税、住民税及び事業税		4,936
法人税等調整額		△ 101
		13,583

株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位	:	白力	円)

			株主資本		
	Mr. I. A		資本剰余金		利益剰余金
	資本金 -	資本準備金 者	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	21,704	19,478	_	19,478	3,529
当期変動額				·	
固定資産圧縮記帳積立金取崩					
固定資産圧縮記帳積立金積立					
別途積立金積立					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△ 0	△ 0	
利益剰余金から			0	0	
資本剰余金への振替				0	
株主資本以外の項目の					
当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_				_
当期末残高	21,704	19,478		19,478	3,529
			株主資本		
		利		 È	
		その他利益	金余陳益		
		固定資産			利益剰余金合計
	配当引当積立金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,200	8,555	20,800	12,810	50,895
当期変動額	3,200	0,000	20,000	12,010	30,030
固定資産圧縮記帳積立金取崩		△ 474		474	_
固定資産圧縮記帳積立金積立		785		△ 785	_
別途積立金積立			5,500	△ 5,500	_
剰余金の配当				△ 2,226	△ 2,226
当期純利益				13,583	13,583
自己株式の取得				13,333	10,000
自己株式の処分					
利益剰余金から					
資本剰余金への振替				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の					
当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	310	5,500	5,545	11,356

計算書類

	株主	資本	評価・換算	算差額等		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△ 543	91,533	6,358	6,358	200	98,092
当期変動額						
固定資産圧縮記帳積立金取崩		_				_
固定資産圧縮記帳積立金積立		_				_
別途積立金積立		_				_
剰余金の配当		△ 2,226				△ 2,226
当期純利益		13,583				13,583
自己株式の取得	△ 37	△ 37				△ 37
自己株式の処分	8	7				7
利益剰余金から		_				_
資本剰余金への振替						
株主資本以外の項目の			922	922	47	969
当期変動額(純額)			922	922	4/	909
当期変動額合計	△ 29	11,327	922	922	47	12,297
当期末残高	△ 573	102,860	7,281	7,281	247	110,389

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月8日

森永乳業株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 光雄 印 指定有限責任社員 公認会計士 市 瀬 俊 司 印

舞務執行社員公認会計士 市瀬俊司 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、森永乳業株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森永乳業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月8日

森 永 乳 業 株 式 会 社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 光雄 印業務執行社員 公認会計士 長 光雄 印

指定有限責任社員 公認会計士 市瀬俊司 印業務執行社員 公認会計士 市瀬俊司 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、森永乳業株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、 各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人である新日本有限責任監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - また、子会社については、海外を含む主要な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて主要な子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の 状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」 (会社法施行規則第118条第3号に定める事項) については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益 計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に沿った各取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月9日

森永乳業株式会社 監査役会

 常勤監査役
 飯
 島
 信
 夫
 印

 常勤監査役
 木
 村
 康
 二
 印

 社外監查役
 米
 田
 敬
 智
 印

 社外監查役
 伊香賀
 正
 彦
 印

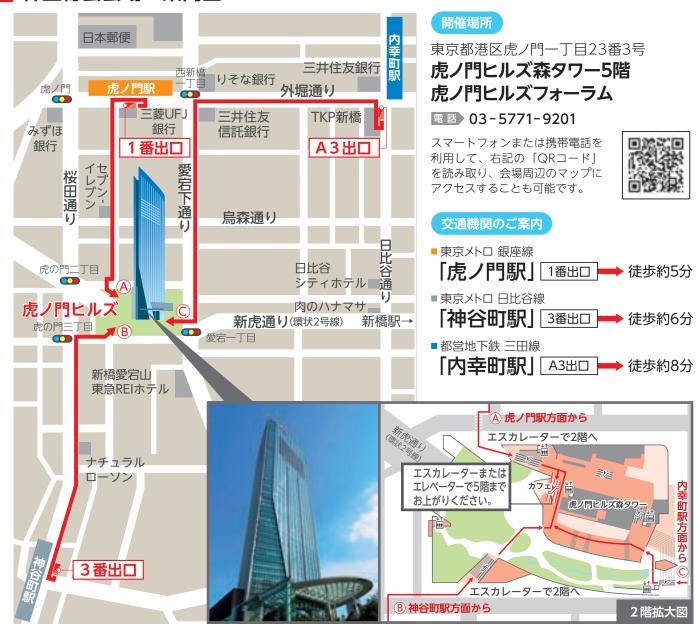
以上

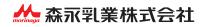
〈メーモー欄〉	

Ŧ							

〈メーモー欄〉	

株主総会会場ご案内図







見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。



お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。